

## 安来市総合文化ホール開館記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安来市総合文化ホール（以下「総合文化ホール」という。）の開館に当たり、事業の名称に総合文化ホール開館記念事業である旨を冠して実施する事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(冠の名称)

第2条 冠の名称（以下「冠称」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 安来市総合文化ホール開館記念
- (2) アルテピア開館記念
- (3) 安来市総合文化ホール「アルテピア」開館記念
- (4) その他市長が適当であると認めるもの

(対象事業)

第3条 第5条の認定の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が適当と認める事業は、この限りでない。

- (1) 安来市民を構成員に含む団体が実施する事業であること。
- (2) 総合文化ホールの開館を広くアピールし、多くの市民が参加・鑑賞できる事業であること。
- (3) 開催期間の一部が平成29年9月20日（ただし、小ホールに限っては、平成29年9月25日）から平成30年9月30日までの期間に含まれる事業であること。
- (3) 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、工芸等の文化芸術に関する事業であること。
- (4) 過去に第5条の認定を受けたことがない団体が実施する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがあると認められる事業
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与する事

## 業

- (4) 個人が自らのために実施する事業
  - (5) 営利を目的とする事業及び商業的な色彩の濃い事業
  - (6) 入場料が3,000円を超える事業
  - (7) その他市長が不相当であると認める事業
- (申請)

第4条 対象事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、安来市総合文化ホール開館記念冠事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (認定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、事業の内容を審査し、その可否を安来市総合文化ホール開館記念冠事業認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の認定に当たり、申請者に対して事業の名称に冠称をつけて実施させるほか、必要に応じて条件を付することができる。

3 第1項の規定により認定した冠事業は、これを安来市広報紙に掲載するものとする。

### (利用料金)

第6条 前条の認定を受けた者（以下「事業者」という。）が実施する当該事業に要する施設利用料金（附属設備利用料金を除く）は、無料とする。ただし、利用料金を無料とする期間は、次の各号に定める利用方法に応じて、当該各号に定める期間に限るものとし、当該期間を超過した期間における利用料金は、事業者の負担とする。

(1) ホール利用 準備、後片付け及び練習を含め最大2日間まで

(2) 展示利用 準備及び後片付けを含め最大7日間まで（ただし、小ホール利用は最大2日間まで）

### (事業変更等)

第7条 事業者は、当該事業の内容等を変更し、又は事業を中止するときは、速やかに安来市総合文化ホール開館記念冠事業変更（中止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、事業者が当該事業を中止したときは、事業者は、前条により無料とした額から安来市総合文化ホール条例施

行規則（平成28年安来市規則第46号）第9条により利用料金を還付した場合の額を差し引いた額を支払わなければならない。

（実績報告）

第8条 事業者は、事業終了後、2週間以内に安来市総合文化ホール開館記念冠事業実績報告書（様式第4号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（認定取消等）

第9条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定を取り消された事業者は、第6条により無料とした利用料金を支払わなければならない。

- （1）この告示に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- （2）認定の条件に違反したとき。
- （3）提出書類の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- （4）その他市長が不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、速やかにその旨を安来市総合文化ホール開館記念冠事業認定取消通知書（様式第5号）により当該事業者へ通知し、期間を定めて第6条により無料とした利用料金を請求するものとする。

（損害賠償）

第10条 市長は、前条の規定による認定の取り消しにより事業者へ損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は、当該紛争に関して、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。